

山田町特定不妊治療費助成のご案内

山田町では、不妊治療の経済的な負担を軽減するために、特定不妊治療を受けたご夫婦に治療費を助成しています。

円滑な申請手続きのために、**治療開始前の限度額適用認定証の作成**をおすすめします。**下記問い合わせ先までご相談ください。**

●対象となる治療

保険適用となる体外受精や顕微授精、及びそれらに伴う男性不妊治療

●対象者

- (1) 不妊治療を開始した日以前から夫婦（事実婚含む）が山田町に住所を有すること
- (2) 生殖補助医療が必要であると医師に診断されていること
- (3) 治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
- (4) 医療保険各法に基づく被保険者、組合員、又はそれらの者の被扶養者であること

●助成金額

治療費から高額医療費や給付金等を除いた自己負担額を全額助成

●助成回数

初めて助成を受ける際の治療開始日の妻の年齢

- (1) 40歳未満では子ども一人につき6回
- (2) 40歳から43歳未満は子ども一人につき3回

●申請方法

- (1) 事前相談による申請方法や町の助成についての説明 **※要予約**

【持ち物】保険証

- (2) 治療後申請手続き **※要予約**

【持ち物】

- ① 戸籍謄本及び住民票謄本
- ② 保険証
- ③ 限度額適用認定証
- ④ 申請者の預金通帳
- ⑤ 印鑑(認印可)
- ⑥ 山田町特定不妊治療医療機関受診等証明書（医療機関で記入したもの）
- ⑦ 医療機関等が発行した特定不妊治療に要した費用に係る領収書・明細書
- ⑧ 付加給付金額の書類



●問い合わせ先

山田町健康子ども課 子育て世代包括支援センター

☎0193-82-3111（内線 605）